

平成24年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年3月23日 午前10時8分			議 長 太 田 重 喜	
	閉会	平成24年3月23日 午前10時54分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	
	総務部長	中島 直宏	農林課長	
	企画部長	坂本 健二	学校教育課長	
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	永江 邦弘
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	坂口 典子
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	三根 清和
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	田中 明	茶業振興課長	松尾 保幸
	総務課長	小野 彰一	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長		水道課長	
	企画企業誘致課長		農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

## 平成24年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年3月23日（金）

本会議第9日目

午前10時 開 議

- 日程第1 発議第1号 嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例について
- 日程第2 発議第2号 議案第1号嬉野市暴力団排除条例に対する修正案について
- 日程第3 討論・採決
- 発議第2号 議案第1号嬉野市暴力団排除条例に対する修正案について
- 議案第1号 嬉野市暴力団排除条例について
- 議案第2号 嬉野市印紙類購入基金条例について
- 議案第3号 嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第4号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市保育所条例を廃止する条例について
- 議案第13号 市道路線の廃止について
- 議案第14号 市道路線の認定について
- 議案第15号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第16号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野他八土地地区画整理事業費

特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）

議案第23号 平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第24号 平成24年度嬉野市一般会計予算

議案第25号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計予算

議案第28号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算

議案第29号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算

議案第30号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算

議案第31号 平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算

議案第32号 平成24年度嬉野市水道事業会計予算

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

発議第1号 嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例について

日程第4 閉会中の付託事件について

---

#### 午前10時8分 開議

#### ○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。きょうまでですから一生懸命頑張っしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．発議第1号 嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長神近勝彦議員。

#### ○議会運営委員長（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

それでは、発議第1号 嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例について。

このことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項で準用する同法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

嬉野市議会議長、太田重喜様。

提出者は、嬉野市議会議会運営委員会委員長、私神近勝彦でございます。

理由としまして、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるためでございます。

それでは、嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例ということで述べさせていただきます。

---

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による嬉野市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件について定めるものとする。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想（市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。）を定め又は改定すること。
- (2) 前号の基本構想の基本計画（基本構想で定めた嬉野市を実現するために必要な施策の方向性とその内容を体系的に示す計画をいう。）を策定又は変更すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第1号についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第1号は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2. 議案の修正についてを議題といたします。

本日、田中政司議員外2名から、発議第2号 議案第1号嬉野市暴力団排除条例に対する修正案について提出され、議会運営委員会が開催されました。これを議題とし、ただいまか

ら審議を行います。

まず、審議の順序について申し上げます。

初め、発議第2号の提案と質疑までを行い、議案第1号の討論、採決を行う際に、修正案、原案の順に討論を行い、その後、それぞれの議案の採決を行います。

それでは、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。提出者、田中政司議員。

#### ○11番（田中政司君）

皆さんおはようございます。

それでは、発議第2号 議案第1号嬉野市暴力団排除条例に対する修正案について。

議案第1号嬉野市暴力団排除条例に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出するものであります。

平成24年3月23日、嬉野市議会議長、太田重喜様ということで、提出者、私田中政司、賛成者に平野昭義議員、山下芳郎議員であります。

理由といたしまして、基本理念を修正し、これに伴う所要の修正と市民等の安全の確保に関する条項を加える必要があるためということであります。

それでは、修正案を朗読いたします。修正の箇所を読み上げます。

---

議案第1号嬉野市暴力団排除条例の一部を次のように修正する。

第2条第7号中「警察署」を「佐賀県警察」に改める。

第3条を次のように改める。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団事務所を開設させないことを基本として、国、県、佐賀県内の他の市町（以下「他の市町」という。）、関係機関等、市、市民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

第4条中「、市民等及び関係機関等」を「、関係機関等及び市民等」に改める。

第5条第1項中「、自主的に、かつ」を削る。

第7条中「市又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」を「市及び嬉野市教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」に改める。

第8条を次のように改める。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、市民等及び市民等により組織する団体が、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、これらのものに対し、国、県、他の

市町及び関係機関等と連携して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条第1項中「その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（市民等の安全の確保）

第9条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により、暴力団員等、暴力団員から依頼された者等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、その者の安全を確保するため、佐賀県警察本部又は警察署に対し、警察官による警戒等の依頼その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

以上であります。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、修正案発議第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

あえて質問するところでもないわけなんですけれども、趣旨には賛同いたしますけれども、ただ、気になる部分は、第5条第1項中の「、自主的に、かつ」ということを削られた、その理由と、そしてもう1つは、県の条例との関連性といいますか、そこら辺のところについてどうお考えになっておられるのかという2点だけをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

まず、第5条第1項の「、自主的に、かつ」ということに関しましては、私も非常に悩みをいたしました。やはり条例そのものが暴力団排除ということを目的につくられた条例であるわけですが、あえて「、自主的に、かつ」という文言を入れるとなれば、住民に対する責務を負わせるというか、そういう強い文言といいますか、当然だと思いますが、条例の中でそこを果たして強くうたうべきなのかどうかということにおいて、削除いたしました。

県の条例との関係につきましては、県の条例は、確かにすべてを網羅しております。そういう中で、あえて今回、この第9条を加えたというのが、県の条例の第14条で県民への保護措置ということで（警察による保護措置）というものをうたっているわけですが、これを市の条例として県の条例をもとにつくるとすれば、市の責務といいますか、そこで自治体の責

務として第9条、市民の保護措置というものを加えたということでもあります。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

再度、尋ねます。そこで、今あえて1回目に自主的にを削った理由についてお尋ねしたわけなんですけれども、じゃ、市民の自主的な行動ということについてのお考え、そこら辺についてはどう思っておりますか。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

当然、市民の自主的な行動というのは必要かと思いますが、この条例そのものが、市民、自治体という区別を分けることなく、市全体として取り組むんだということで、条例があるというふうに私が認識をいたしましたので、市民だけに自主的という言葉をあえて外させていただいたところでもあります。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回、修正案については賛成をする立場で、ちょっと中身について質問させていただきたいと思いますが、この12条の利益の供与の禁止というふうなことで明記されておりますが、嬉野市は観光まちでありまして、よそからの暴力団の旅館の提供を求めたり、あるいは旅館で宴会等々があったりする場合がありますと思いますが、そのあたりの支配人が暴力団として認めとって、その旅館の受け入れができるのかどうか、そのあたりの規制を当然すべきだと思いますが、そのあたりの関連する問題についてどう思われますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

私も先ほどの第5条の自主的なところという部分が、全体的には賛成なんですけれども、この部分が最初から引っかかりがありまして、この自主的を外すことによって、逆に強制的

というふうにとらえられるんじゃないかなという感じもするんですよね。要するに、自主的ということは、自分の意思で対応していきましょうという文言だと思うんですよ。これを外すことによって、基本理念にのっとり努めるものとするということで、逆に強制になるんじゃないかなという部分も感じるんですが、そういう考え方はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

そういう考え方はありませんでした。あくまでも自主的という文言をここでうたうとなれば、市民に対する、要するに自治体が条例を制定するわけですが、いわゆる自治体も市民も一緒になって、とにかく暴力団の排除にいき、それに関して自主的という言葉をつければ、片方にだけそういうふうなことを要求じゃないですけど、そういうふうな形をとられたので削らせていただいたというところです。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

提案された条例ですけれども、この「、自主的に、かつ」ということを第5条の条文で削除するということです。この執行部からの提案によれば、第8条にも「自主的に、かつ」という文言がありますが、これについては触れてありませんが。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

第8条は文章を変えております。（「そいぎ、全部の……」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第3．討論・採決を行います。

議案第1号 嬉野市暴力団排除条例について、討論を行います。

討論については、修正案と原案に分けて行います。

まず、田中政司議員外2名から出されました修正案発議第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

続いて、議案第1号 嬉野市暴力団排除条例について、原案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

採決の順序は、まず修正案を諮り、次に原案についてお諮りいたします。

まず、修正案発議第2号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第2号 議案第1号嬉野市暴力団排除条例に対する修正案については可決されました。

次に、ただいま修正した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除き、議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。——ちょっと休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

繰り返します。

次に、ただいま修正した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除き、議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）

暫時休憩。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

次に、ただいま修正した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除き、議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第1号 嬉野市暴力団排除条例については、修正した部分を除き可決されました。

次に、議案第2号 嬉野市印紙類購入基金条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第2号 嬉野市印紙類購入基金条例については可決されました。

次に、議案第3号 嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第3号 嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第4号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第4号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第5号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は原案のどおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第5号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第6号 嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第6号 嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第7号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第7号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第8号 嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第8号 嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例については可決されました。

議案第9号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条

例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第9号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第10号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第10号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第12号 嬉野市保育所条例を廃止する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第12号 嬉野市保育所条例を廃止する条例につい

ては可決されました。

次に、議案第13号 市道路線の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第13号 市道路線の廃止については可決されました。

次に、議案第14号 市道路線の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第14号 市道路線の認定については可決されました。

次に、議案第15号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第15号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）は可決されました。

次に、議案第16号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第16号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計

補正予算（第4号）は可決されました。

次に、議案第17号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第17号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第18号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第18号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第19号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第19号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第20号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第20号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第21号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第21号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第22号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第22号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第23号 平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第23号 平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第24号 平成24年度嬉野市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第24号 平成24年度嬉野市一般会計予算は可決されました。

次に、議案第25号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第25号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計予算は可決されました。

次に、議案第26号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第26号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算は可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第27号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計予算は可決されました。

次に、議案第28号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第28号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第29号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第29号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第30号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第30号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第31号 平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第31号 平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算は可決されました。 次に、議案第32号 平成24年度嬉野市水道事業会計予算

について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第32号 平成24年度嬉野市水道事業会計予算は可決されました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

諮問第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

これから、発議第1号 嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第1号 嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例については可決されました。

日程第4. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長からお手元

に配付いたしました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出  
がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり閉会中の継続調査とすることについて  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに  
決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決など、すべての日程が終了いたしま  
した。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案についての条項、字句、数字その他  
の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任すること  
に決定いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第1回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

**午前10時54分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員